

〔 平16.10. 5 〕
〔 総 1 6 － 3 〕

資 料

（法定外税）

目 次

① 法定外税の概要

- 法定外税について 1
- 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準
及び留意事項等について（抄） 2
- 法定外税の状況（平成16年10月現在） 3

② 放置自転車等対策推進税（豊島区）

- 豊島区における放置自転車問題の概要 4
- 豊島区放置自転車等対策推進税の新設について 5
- 豊島区における放置自転車等対策推進税の検討経緯 6
- 放置自転車等対策推進税の協議経過 7
- 放置自転車等対策推進税に係る意見（平成16年5月26日） 8
- 豊島区法定外目的税「放置自転車等対策推進税」の新設に係る協議について
（平成16年9月13日） 9
- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
（昭和55年法律第87号）（抄） 10

法定外税について

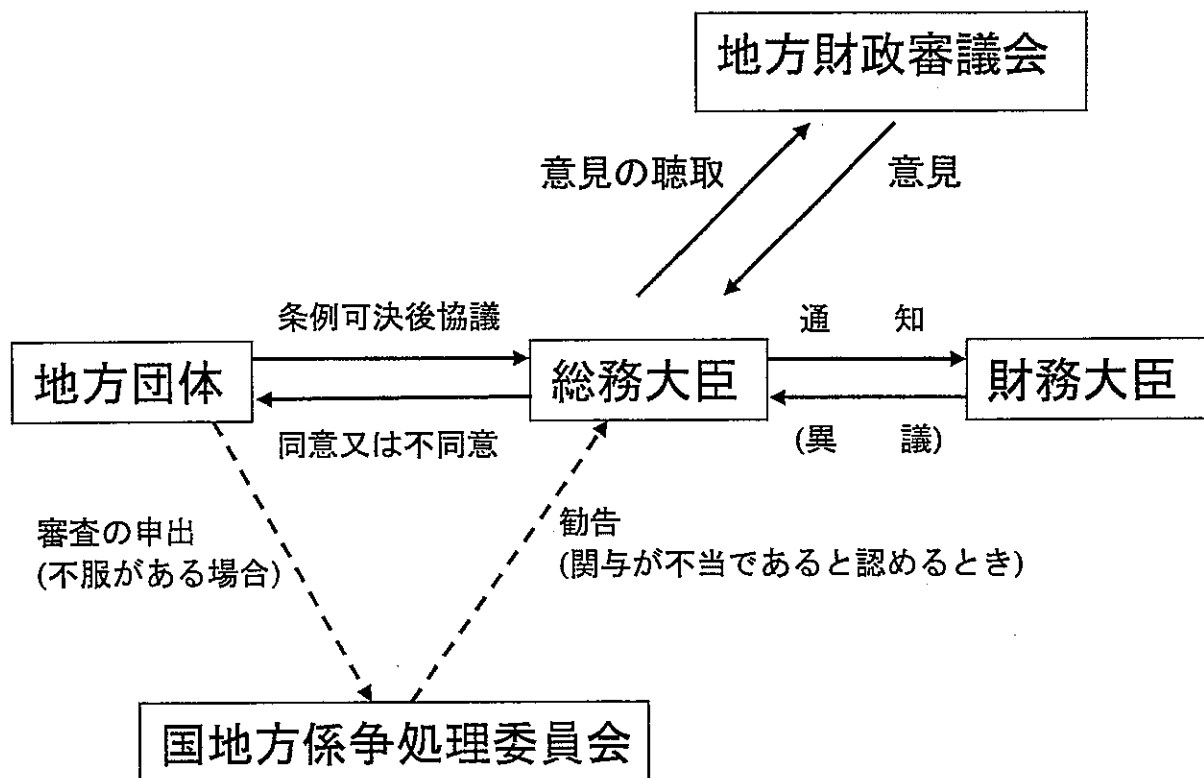
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができるが、これを法定外税という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

これ以降、地方団体においては法定外税の新設や検討などその活用に向けた動きが活発化している。

2 新設等の手続



次のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（抄）

（平成15年11月11日総税企第179号 各道府県道府県税所管部長・市町村税所管部長及び東京都総務・主税局長宛て自治税務局長通知）

第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1) から (3) までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策及び租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

第3. 標準処理期間

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間は、おおむね3月とする。

第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。（以下略）

法定外税の状況

(平成16年10月現在)

平成14年度決算額 243億円 (地方税収に占める割合 0.07%)

1 法定外普通税

(平成14年度決算見込額)

[都道府県]		
核燃料税	北海道、宮城県、福島県、新潟県、石川県、 福井県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、 鹿児島県	147億円
核燃料物質等取扱税	青森県	59億円
核燃料等取扱税	茨城県	14億円
臨時特例企業税	神奈川県	2億円
石油価格調整税	沖縄県	9億円
計	15団体	232億円
[市町村]		
砂利採取税等	山北町、中井町(神奈川県)、城陽市(京都府)	0億円
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5億円
歴史と文化の環境税(*1)	太宰府市(福岡県)	
使用済核燃料税(*1)	川内市(鹿児島県)	
狭小住戸集合住宅税(*1)	豊島区(東京都)	
計	7団体	6億円
[合計]	22団体	237億円

2 法定外目的税

[都道府県]		
産業廃棄物税等(*1)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、新潟県、 三重県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、 岡山県、広島県、山口県	
宿泊税	東京都	5億円
乗鞍環境保全税(*1)	岐阜県	
計	15団体	5億円
[市町村]		
使用済核燃料税(*1)	柏崎市(新潟県)	
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)(*2)	0億円
一般廃棄物埋立税	多治見市(岐阜県)	0億円
環境未来税(*1)	北九州市(福岡県)	
放置自転車等対策推進税(*1)	豊島区(東京都)	
計	5団体	1億円
[合計]	19団体	6億円

*1 施行時期の関係で税収が計上されるのは平成15年度以降となるもの。

*2 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

*3 現在、新潟県法定外普通税「核燃料税」、島根県法定外目的税「産業廃棄物減量税」並びに福岡県、佐賀県、長崎県、大分県及び鹿児島県法定外目的税「産業廃棄物税」が協議中。

豊島区における放置自転車問題の概要

1. 現 状

鉄道駅周辺における自転車放置の悪化

- 「駅前放置自転車の現況と対策」（東京都生活文化局）における自転車放置台数の都内順位
平成 14 年度 ⇒ 池袋駅が 2 位（2,431 台）、大塚駅が 5 位（2,141 台）
平成 15 年度 ⇒ 池袋駅が 1 位（2,294 台）、大塚駅が 2 位（1,930 台）

※ 豊島区の調査では、少なくとも放置自転車の 7 割以上が鉄道利用者によるもの。

2. 放置自転車等対策のための取組

放置自転車等対策緊急推進五カ年計画

(1) 計画実施期間

平成 16 年度～平成 20 年度の五カ年

(2) 計画の目標

区内駅周辺の放置自転車台数を、平成 20 年度までにピーク時（平成 11 年度：13,954 台）の約 1/3 となる 4,600 台程度まで引き下げること为目标とする。

(3) 計画の主な内容

- ① 5 カ年間で放置自転車を約 24 万台撤去（参考：H11～15 の 5 カ年間で約 17 万台を撤去）
- ② 撤去保管手数料値上げ（3,000 円 → 5,000 円）の実施（平成 16 年 10 月～）
- ③ 自転車駐車場 3 箇所の整備（巣鴨駅：300 台分拡張・池袋駅：500 台・大塚駅：1,300 台）
- ④ 歩道等を活用した登録制置場の整備（収容台数 650 台 → 1,650 台）
- ⑤ 放置自転車リサイクル事業の強化（H11～15：6,030 台 → H16～20：8,500 台）
- ⑥ 自転車等駐車対策協議会の設置（平成 16 年度）及び「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定（平成 18 年度）

3. 五カ年計画における財政負担状況

(1) 五カ年平均単年度歳出経費（見込み）

駐輪場等運営経費、撤去保管経費等で約 1,152 百万円

(2) 財源構成

- ① 自転車利用者負担分：保管手数料及び使用料で約 339 百万円
- ② 国庫補助金：約 80 百万円
- ③ 区負担分：起債及び一般財源で約 733 百万円
（うち約 211 百万円を放置自転車等対策推進税により鉄道事業者から徴収）

4. 備 考

商業施設等については、自転車法第 5 条第 4 項に基づき、区条例で駐輪場の付置義務を課している。

豊島区放置自転車等対策推進税の新設について

1. 放置自転車等対策推進税新設の理由

豊島区は、池袋を中心に鉄道交通網の発達した超過密都市であるとともに、住宅地が隣接区まで広がる地域特性を有しているため、毎日、多くの自転車利用者が駅に殺到し、大量の放置自転車が駅周辺に集積されている。そこで、鉄道駅周辺における放置自転車等対策の推進を図るとともに、放置自転車の撤去・保管、自転車等駐車場の整備等、放置自転車等対策に要する費用の一部に充てるため、法定外目的税として、区内鉄道駅において旅客輸送を行う鉄道事業者に一定の負担を求める「放置自転車等対策推進税」を創設するものである。

2. 放置自転車等対策推進税の概要

課税団体	豊島区
税目名	放置自転車等対策推進税（法定外目的税）
課税客体	豊島区の区域内に所在する鉄道駅における前年度の旅客運送
税収の用途	駅周辺における放置自転車等対策を推進するための費用
課税標準	区内に所在する鉄道駅における前年度の乗車人員
納税義務者	鉄道事業者
税率	乗車人員千人につき740円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）211百万円
課税免除等	次に掲げる納税者に対して、放置自転車等対策への寄与の割合により減免 ○ 区内鉄道駅周辺において、区内に自転車等駐車場を設置し、運営を行っている者 ○ 自転車等駐車場用地又は撤去自転車の保管所用地等を豊島区に無償提供している者 ○ その他、放置自転車等対策に対して、特別に寄与していると区長が認める者
徴税費用見込額	（平年度）0.5百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定有り

豊島区における放置自転車等対策推進税の検討経緯

平成12年6月7日 豊島区区税調査研究会（区職員で構成）において検討開始

平成13年12月27日 豊島区区税調査研究会が「豊島区区税調査研究会報告書」を豊島区長に提出

平成14年5月17日 豊島区法定外税検討会議において検討開始
⇒ 検討会議（全体会）3回、専門委員会8回、第一部会5回開催

【検討会議の構成】

・学識経験者：8名

中村芳昭 青山学院大学法学部教授（会長）
岩田規久男 学習院大学経済学部教授（副会長）
今井勝人 武蔵大学経済学部教授（第一部会長）
池上岳彦 立教大学経済学部教授（第二部会長）
内山忠明 日本大学法学部教授
山川仁 東京都立大学大学院工学研究科助教授
小林秀樹 千葉大学工学部教授
野口和俊 弁護士

・区民代表：6名

・関係団体等：11名（うち鉄道事業者5名）

・区職員：4名

※ 放置自転車等対策推進税は第一部会において検討（狭小住戸集合住宅税は第二部会）

平成15年9月30日 豊島区法定外税検討会議が「豊島区の法定外税に関する報告書」を豊島区長に提出
（反対意見（鉄道事業者委員）や少数意見の添付あり）

※ 報告では、「鉄道事業者への課税は妥当」、「（放置1台当たりではなく）乗車人員数を課税標準とすべき」、「鉄道事業者の負担は、放置者及び駐車場利用者の負担総額以下かつ区の実質負担額の1/2以下とすべき」と指摘。

平成15年11月21日 「豊島区放置自転車等対策推進税条例案」を豊島区議会に提出

平成15年12月9日 豊島区議会において条例案可決

放置自転車等対策推進税の協議経過

- 平成15年12月19日 豊島区が総務大臣への協議書を提出
- 平成16年4月9日 総務省において、両当事者参加の下、「豊島区法定外税「放置自転車等対策推進税」ヒアリング」を実施
- 平成16年5月26日 総務大臣より豊島区に対し、自転車法に基づく協議会における協議を先行させるべきとする意見を発出（P8参照）
- 平成16年6月14日 豊島区が、税への早急な同意を求める意見を総務大臣へ提出
- 平成16年6月30日 第1回豊島区自転車等駐車対策協議会

【協議会の構成】

- ・学識経験者：2名
太田勝敏 東洋大学国際地域学部教授（会長）
諸岡昭二 交通評論家（副会長）
- ・区民代表：8名
- ・区議会議員：4名
- ・関係団体：2名
- ・鉄道事業者：5名
- ・関係行政機関：5名

- 平成16年8月24日 第1回豊島区自転車等駐車対策協議会第二分科会
※ 第二分科会は駐輪場整備を検討（第一分科会は自転車の撤去方法や駐輪場の利用方法の検討）

- 平成16年9月13日 総務大臣による同意（大臣名の意見書付き）（P9参照）

- 平成16年9月21日 第2回豊島区自転車等駐車対策協議会第二分科会

放置自転車等対策推進税に係る意見

豊島区法定外目的税「放置自転車等対策推進税」について、地方税法第731条第2項の規定に基づく協議の一環として、以下のとおり意見を申し述べるので、ご検討願いたい。

放置自転車等対策推進税（以下、「放置自転車税」という。）については、地方税法に基づく同意を行うべきかどうか、慎重に検討を進めているところであるが、これまでのところ、

- ① 課税以外の方法によって鉄道事業者から協力を得る可能性
 - ② 特定少数の納税者の理解を得るためのプロセス
 - ③ 課税が違法性を帯びる可能性
- 等について、当事者間での協議や相互理解が十分に進んでいないという問題があると率直に感じているところである。

こうした中、これまでの豊島区との協議や、両当事者の出席の下でのヒアリングなどを通じて、

- ① 豊島区からは、これまで設置していなかった自転車法（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律）に基づく「自転車等駐車対策協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、平成16年6月から鉄道事業者を含めた関係者と協議を開始する予定であることが表明されている。
- ② 鉄道事業者の協力状況が必ずしも十分であったかどうかについては、疑問があるが、鉄道事業者からは、少なくとも、今後は、①の協議会に参加し、そこでの協議の中で、今後の豊島区内における放置自転車対策において、鉄道事業者が講ずべき措置について検討していく用意があることが表明されている。

一方、原点に立ち返って、自転車の放置という現実の社会問題の解決を第一に考える観点から見れば、両当事者で誠意を持って話し合いを進め、合意の上で、鉄道事業者の積極的な協力を得ながら、具体的な放置自転車対策を進めることを優先することが、より有効な解決策となると考えられる。

さらに、自転車法は、関係者の協力の下で対策を効果的に進めるために、一定の仕組みを設けており、実際、豊島区においても、今回、この法律に基づく協議会を設置し、協議を始めようとしているところである。まずは、この自転車法の枠組みに基づく協議を尽くし、その中で解決策を見出す努力をすることが重要である。

以上のことに鑑み、次のような進め方を提案する。

- ア 自転車法に基づく協議会の場等を通じて、今後の放置自転車対策の内容や経費負担のあり方、鉄道事業者の協力内容等について、鉄道事業者と具体的な協議を進めること
- イ アの協議を通じて鉄道事業者と合意形成を図り、合意が得られた場合には、その内容に従って、双方が放置自転車対策に真摯に取り組むこと
- ウ アの協議を行うために必要な期間においては、現在協議を受けている放置自転車税については、同意又は不同意を行うことを見合わせることとする
- エ アの協議が一定の結論に達した段階で、その結論の内容等を踏まえつつ、協議中の放置自転車税の取扱いを改めて検討することとする

平成16年5月26日

総務大臣 麻 生 太 郎

豊島区長 高野之夫 殿

（※ 下線は、税制調査会における説明のために付したものである。）

豊島区長 高野 之夫 殿

総務大臣 麻生 太郎

豊島区法定外目的税「放置自転車等対策推進税」の新設に係る協議について

平成15年12月19日付けで協議の申出のあった法定外目的税「放置自転車等対策推進税」の新設については、地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の規定に基づき同意する。

豊島区「放置自転車等対策推進税」の同意にあたって

豊島区長 高野 之夫 殿

平成16年9月13日
総 務 大 臣

本件の施行に当たっては、豊島区において、下記の事項に適切に対応されるよう、強く要請する。

記

- 1 本件については、課税団体（豊島区）と納税者の見解がほぼ全面的に対立したままであり、納税者との協議や相互理解が十分に進んでいるとは言い難い。特定少数の納税者に課税する法定外税の場合には、納税者の理解を得る努力を尽くすことが特に重要であることから、納税者から提起されている種々の指摘や批判を真摯に受け止め、協議・調整を十分に行って、その理解を得るよう、更に格段の努力を行うこと。
- 2 特に、本件課税が今後の対策費用に充てる目的税であり、また、鉄道事業者の協力不足を根拠として鉄道事業者のみに課税しようとする税であることを踏まえ、今後の放置自転車対策の全体像を明示しながら、鉄道事業者の今後の協力の見通し等について十分な協議・調整を行い、鉄道事業者だけが納税者となることについて理解を得るよう努めること。
- 3 去る5月26日の意見で指摘した点を踏まえ、自転車法に基づく自転車等駐車対策協議会等の場を活用しながら、放置自転車を解消するための具体的な対策について、総合的に協議・検討を尽くすとともに、その状況を踏まえて、本件課税のあり方について必要な見直しを行うこと。

（※ 下線は、税制調査会における説明のために付したものである。）

○ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）（抄）

（自転車等の駐車対策の総合的推進）

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

5 及び 6 略

（総合計画）

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 及び 6 略

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 略

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 略